

令和5年度第2回北見警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和5年10月12日（木曜日）

午前10時00分から午前11時45分までの間（警察署協議会本会議）

2 開催場所

北見方面北見警察署署長室

3 出席者

(1) 協議会委員 8人（定員10人）

会 長 野 口 恵 司

副会長 村 井 一 介

委 員 土 田 美登里

委 員 西 和 彦

委 員 遠 藤 昌 昭

委 員 松 田 功 一

委 員 石 沢 一 徳

委 員 近 藤 千 鶴

（任期及び五十音順）

(2) 警 察 署 5人

署 長 関 渡

副署長 浮 田 和 之

刑事生安官 吉 野 剛 宏

地域交通官 高 橋 寿 朝

警務課長 柴 田 純 裕

4 協議会会長挨拶

まず最初に、署長をはじめ警察署の方々が我々の安心安全な生活のために日々努力しておられることに感謝します。

最近の話題として、報道等で特殊詐欺の多額被害が報道されていますが、実は我が家にも電話がかかってきて、妻が出て、カード番号等を聞かれることがありました。幸い実害はありませんでしたが、普段から自分は騙されないと気を付けていても電話では相手の問いかけに応えてしまい、相手の方が一枚上手なのかなと…。

この前、たまたま神奈川県警とNTTが合同で作成した特殊詐欺被害防止のチラシをもらい、こういった地道な活動が効果的なのではと感じました。

また、先日、新聞で、警察学校を卒業して北見署に赴任したばかりの女性警察官2名の拳銃貸与式が行われたとの記事を目にしましたが、機会があれば参加・見学したいと感じました。よろしくお願いします。

5 北見警察署長挨拶

皆さん、お疲れ様です。お忙しいなか、本協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

北見警察署では10月に人事異動があり、これまで交番所長不在につき留辺蘂の住民の方々にご不便をおかけしていましたが、新たに警部補が配置になりました。この者は元々交通部門を長くやっていた者ですが、交番所長として張り切って仕事すると申しております。機会がありましたら留辺蘂交番に立ち寄り、勤務員に声かけしていただければと思っております。

おかげさまで当署管内では大きな事件は発生しておりませんでした。残念ながら今回の期間中においても死亡事故1件が発生し、1年で3人の死者となり、その部分は危機感を持ち年末までしっかりと抑止活動に努めていきたいと考えております。

特殊詐欺については後の活動状況でご報告いたしますが、残念ながら少額ながらも4件もの被害が発生しております。被害額は少額であっても騙された方々にとっては一大事です。今後も、あらゆる機会を通じ特殊詐欺の被害防止をしっかりと対応していきたいと思っております。

皆さん、北見警察署のホームページをご覧になったことはございますか？

クマの出没状況等のお知らせをタイムリーに更新しているほか、署長あいさつにも掲載していますが、道警で組織をあげてスマートフォン・アプリ「ほくとポリス」のインストールを推奨しております。防犯メールや痴漢対策機能のなど便利なアプリで私もインストールしております。タイムリーな詐欺予兆情報もアプリで確認出来ますので、興味がある方は是非ご使用を検討お願いします。

警察署の体制も整いましたので、年末は大きな事件・事故が無いようあらゆる面で取組していきますので、今日の協議会を通じて皆さんの更なるご意見をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願い致します。

6 業務概況説明及び諮問事項等

「前回協議会での提言に対する警察署の取組み」

(地域交通官)

「管内の犯罪情勢等と警察活動の概要」

(署長)

「豊かな海づくり大会北海道大会への関わり」

(地域交通官)

「警察官採用活動」

(署長)

7 懲戒処分事案等の報告について

8 委員提言及び質疑応答

○ 「前回協議会での提言に対する警察署の取組みについて」

【委員】 先ほどの交通事故案件の報告案件のお話を聞いて、日本の法律は歩行者優先の交通ルールになっていますが、歩行者にも急に飛び出したり、横断歩道のないところを横断するなど何らかの責任のある事故もあります。しかし、事故が起きてしまうと責任は車の運転手の方に転嫁されると聞きます。歩行者側に対する責任というものは実際には有るのでしょうか？

【警察署】 交通ルールは、道路交通法で定められています。車を運転するには免許が必要です。何故免許が必要かといえば、交通事故を起こさないためルールを定め、これを厳守してもらうために必要なのです。

また、法は歩行者に対してもお酒を飲んで道路上をふらついて車の走行を妨害したり、道路で寝そべったりといった行動についても規制しております。

あくまで法は、運転手に対して、歩行者がいるときは接触を避けるための最大限の努力を求めています。しかし、全てにおいて歩行者が守られている訳でもなく、歩行者、自転車の運転者にも事故発生の責任があるとして罪に問われることもあります。

【委員】 横断歩道で高齢者が渡ろうとしていたので車を止めると、高齢者がどうぞどうぞというジェスチャーをし、運転手もどうぞどうぞと譲り合う、高齢者が譲らず、運転手が発進すると歩行者妨害で検挙されるのでしょうか？

【警察署】 滋賀県事件ですね。警察官が法を確認しないまま歩行者妨害で検挙してしまい、後日、違反事実を取り消す手続きを執ったという事例がありました。各都道府県に誤った法解釈で取締りをしないよう通達が出ており、周知徹底されています。

○ 「警察官採用活動」

【委員】 警察官採用試験の申込者の数が減っているとのことですが、現状と受験できる条件等について教えてください。

【警察署】 北海道警察も希望者が非常に減少しています。

採用の年齢制限ですが、満32歳までの新規採用が認められています。また、極一部、例えばサイバー犯罪などの特殊技能が必要な分野については中途採用も募集しています。

採用活動については毎回創意工夫を凝らし、先ほどご覧いただいた当署員が出演する動画を作成してYouTubeに登録したり、ぼんち祭りなど祭典の会場にも警察官が出掛け若者に声かけ・勧誘したり、色々手を尽くして採用活動を行っています。

○「交通規制と違反について」

【委員】 はみ出し禁止区間を走行中に、先行の道路パトロール車がスピードを落としハザードを付けて左に寄ってくれました。一般的に追い越してという意味表示だと思いますが、片側1車線なのではみ出さないと追い越せない状況でしたが、この場合は違反となるのですか？

【警察署】 道路交通法では、黄色の実線が入っている場所では前車を追い越すために車体の一部又は全部の右側へのはみ出しを禁止しております。

しかし、但し書きとして、道路の一部が損壊して走行できない場合や駐車車両があつて右側へのはみ出しがやむを得ない場合は違反とならないとされており、質問の場合、前車が完全に止まってくれば違反となりません。

道路維持車の運転手も道路上のゴミや損壊の有無を確認しながらの走行なので、後続車に気を遣って中途半端な譲り行為をするのでしょうが、これからの時期、道路の除雪のためにこの様な事例が増えますので、業務に就かれる方々に周知徹底し、ご協力をお願いします。

○「家庭内暴力等について」（提言）

【委員】 青少年が巻き込まれる犯罪や家庭内暴力、子どもの虐待など管内の状況を知りたい。家庭内のことは外部に知られにくいし、もし疑いが有ればどう行動すべきか？などについて、もっと警察から情報発信し周知をはかるべきだと考えます。

【警察署】 ここの家庭おかしいな、夜中に子どもの泣き声が聞こえるな、親がすごい声で怒鳴っているな…そういったものは迷わず警察に連絡してください。警察も児童相談所と連携を取って各々のケースの虐待事実を確認しますし、育児放棄を含め児童相談所や学校と情報提供や情報交換を行っています。児童相談所は24時間対応可能という訳では無いので、通報は遠慮無く警察にしてください。

様子がおかしいなと思ったら直ぐに110番通報し警察に知らせることが一番ですが、委員からのご意見を受けて、今後は地域警察活動やホームページによって管内における児童虐待などの発生状況について情報発信し、管内住民に対する周知に取り組みます。

○ 次回諮問事項のテーマについて

【会長】 本日欠席の白川委員から「市民は、警察官に来てもらいたいときにどのように要請すれば良いですか？」との質問を預かっております。

この質問を採用し、次回の諮問事項のテーマは「正しい110番通報の方法」にしたいと思います。その他については事務局と協議の上、決めさせていただきます。

9 次回の開催予定について
令和5年12月中の予定